

栃木県におけるふれあい学習の推進

篠 原 秀 章
(栃木県教育委員会)

はじめに

今日、子どもを巡る問題は、社会規範意識の低下に加え、不登校、いじめや暴力行為等広範にわたっており、次代を担う子どもたちにとって大変憂慮すべき問題であり、緊急に対処しなければならない課題となっている。また、子どもたちをはぐくむ家庭や地域の教育力の低下も指摘されており、その活性化も重要な課題となっている。

栃木県では、平成13年度から、学社連携・融合（注1）の対象の範囲をさらに広げ、子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かな青少年を育成することを目指し、家庭と地域の教育力の向上を図りながら、地域の様々な人々がこれまで培ってきた経験や学習から得た知識や技術を活かし合い、地域を形成する学校、家庭、自治会や子ども会などの地域活動団体、ボランティア活動などを行うNPO・グループ・サークル・民間企業、大学等高等教育機関、行政機関等が広く連携協力し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々が行う交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として、全県的に推進してきた。

具体的には、ふれあい学習を推進する体制づくりや活動づくりを行う環境を地域に整備していく支援を行うこととした。このため、平成13年度より県内8カ所の各教育事務所にふれあい学習課を設置するとともに、社会教育主

事を配置し、管内の生涯学習・社会教育の振興はもちろん、地域でふれあい学習を推進する様々な支援を行ったり、そのための仕組みづくりを行ってきた。

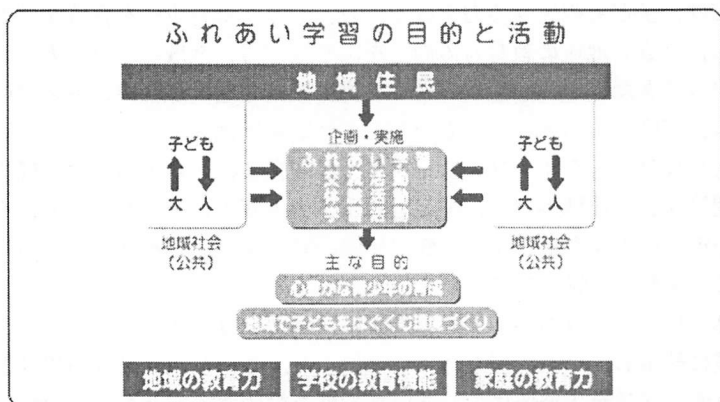
国においても、地域の教育力再生施策として、平成16年度より3年間「地域子ども教室推進事業」を、また、本年度より総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」の「放課後子ども教室推進事業」を展開している。

ここでは、過去6年間のふれあい学習推進の経緯と成果及び課題を国の各施策と関連させながら考察し、地域で子どもをはぐくむふれあい学習の今後の方向性について明らかにしたい。

1 ふれあい学習推進体制整備について

(1) ネットワークで進めるふれあい学習

ふれあい学習は、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々が、重層的な人間関係（年齢や社会的立場を超えた関係）の中で、地域で行う様々な体験活動や交流活動、学習活動を通して進められる。いわば、人と人（個人間）のネットワーク（ヒューマンネットワーク）及び組織と組織のネットワーク（組織間ネットワーク）によって行われることでその目的が達成される。（図1）



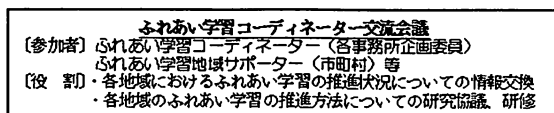
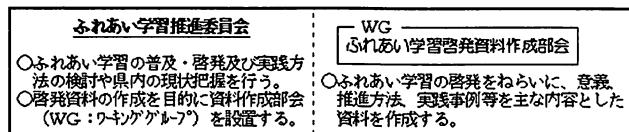
急激に社会が変化し、これまでの地縁による人間関係が希薄化する中で、地域の人々が共通の問題意識や目的を持つことでつながりあい、そこに新たな活動を創り出すことで、多様な人間関係を生み出したり、思いやりの気持ちやコミュニケーション能力が育つことが期待できる。本来、こうした活動は地域住民の主体的な活動によるものであるが、市町村と県が連携し、地域にふれあい学習を進める仕組みを創る支援を行うことが重要である。

そこで、まず、様々なネットワークを形成したり、様々な地域活動を生み出し、ふれあい学習を日常化、継続化するための体制整備を進めることとした。

(2) ふれあい学習推進体制整備事業

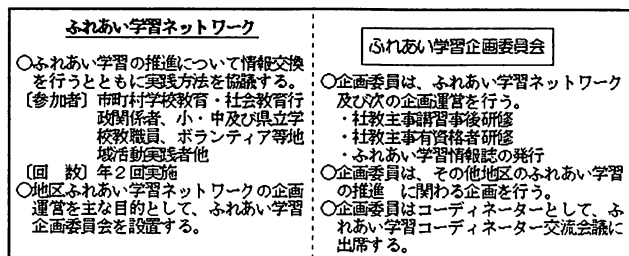
平成13年度から17年度まで、図2のふれあい学習推進体制整備事業を実施した。ふれあい学習推進委員会は、年2回開催し、ふれあい学習の普及・啓発及び実践方策の検討や、ワーキンググループによるふれあい学習推進資料の作成(注2)を行った。

図2 ふれあい学習推進体制整備事業
【県生涯学習課】



【各教育事務所ふれあい学習課】

11



また、各教育事務所ごとに、地域ボランティア団体代表や市町村教育行政職員、教員等をふれあい学習企画委員として委嘱し、各管内のふれあい学習推進方策の検討、ネットワークづくり等の企画運営に当たった。企画委員は、ふれあい学習コーディネーターとして、年2回の交流会に出席し、各地域における推進状況の情報交換や研修を行った。ふれあい学習ネットワークは、各教育事務所ごとに、地域ボランティア実践者や教育行政職員、教員等が一堂に会し、ふれあい学習の推進についての研究協議や情報交換を年2回開催した。6年間で9,720人の参加があり、地域におけるふれあい学習の推進についての講演や、ワークショップによる市町村ごとの地区別協議等により、ネットワークを構築し、地域における具体的なふれあい学習の活動づくりを目指した。

2 地域における仕組みづくり・活動づくりについて

(1) 家庭と地域の教育力活性化事業

平成14年度には、各教育事務所毎に、地域における様々な教育上の課題を分析・把握し、市町村や関係団体等と連携しながら、地域の人々を巻き込んだ活動や仕組みづくりを行う、家庭と地域の教育力を活性化する事業を展開することとした。具体的には、小学校区や中学校区、公民館区ごとに、地域の大人が自主的・主体的な活動として、地域で子どもを育成するための組織（実行委員会等）を作り、放課後や休日に、日常的・継続的な活動として、生活体験・社会体験・自然体験活動や異年齢交流活動などの機会を地域の子どものみ提供する仕組みづくりを進めた。

平成16年度までの3年間で、県内47市町村（49市町村中：平成16年4月現在）の48地区で実施し、指導者として参画したのは、地域の大人や高校生、大学生等、約1,300名で、事業に参加した小・中学生、保護者等は約23,000名に上った。また、ふれあい学習は、地域住民の主体的な活動を基本としているところから、市町村単独予算による地区やNPOにより自主運営する地区へ移行が進められた。

(2) 国の「地域子ども教室推進事業」「放課後子ども教室推進事業」

国においても、平成16年度より地域教育力再生プランの中核的な事業として、「地域子ども教室推進事業」を展開することとなった。学校の余裕教室や校庭等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）づくりを支援するもので、本県で推進しているふれあい学習の具体的な地域活動と目的や事業内容が共通するものであった。そのため、家庭と地域の教育力活性化事業の実施地区においては、初年度2地区が「地域子ども教室推進事業」に移行した。「地域子ども教室推進事業」は、最終年の平成18年度には、62地区で展開された。

また、平成19年度からは、同様の趣旨の事業として、「放課後子ども教室推進事業」がスタートした。本県のふれあい学習推進において、地域で子どもをはぐくむ活動を予算的に支援できる事業が立ち上がったわけであるが、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担する補助事業ということで、今年度については、財政的な問題や指導者の確保の問題等から、本県においては7市町30教室（中核市：宇都宮市を除く）の計画状況である。

3 地域におけるふれあい学習指導者の養成について

(1) ふれあい学習推進事業

地域でふれあい学習の日常的・継続的な活動を担う指導者のネットワークづくりやスキルアップは、各教育事務所のふれあい学習ネットワークがその一端を担ってきたが、全県下でふれあい学習を推進するためには、活動の核となる指導者の養成確保が不可欠となる。市町村からも、予算を確保し、国の「放課後子ども教室推進事業」を展開しようにも、小学校区等で実際に子どもをはぐくむ活動に当たる地域指導者やボランティア等の人たちの協力なくしては事業を開始できない、コーディネーターを配置しても、小学校区等すべてを把握し人や団体の協力を得るのは難しい等の声が多く聞かれる。

県では、平成18年度よりふれあい学習推進委員会と各教育事務所ごとのふれあい学習推進会議、ふれあい学習ネットワークに、地域教育力活性化指導者研修を新たに加え、ふれあい学習推進事業として実施している。

(2) 指導者研修の実施

県総合教育センターを会場に、年2回の地域教育力活性化指導者研修を実施している。ふれあい学習指導者や地域のボランティア、市町村のコーディネーター等を対象に、指導力向上のためのスキルアップを図るため、地域で子どもをはぐくむ活動に関する基調講演や、ふれあい学習の具体的な活動事例発表、小グループによる研究協議を行っている。昨年度は71名、今年度は110名を超える参加があり、特に、組織化や具体的な活動づくりの成功事例を共有する場となっている。今年度は、国の放課後子どもプラン指導者研修と連携を図り、オプション研修として引き続き参加するように働きかけている。

4 成果及び課題、今後の方向性

ふれあい学習を推進して今年度で7年目となるが、推進体制整備と地域の具体的な活動づくりについて下記のような成果及び課題が明らかになった。

(1) 推進体制整備について

<成果>

- ① ふれあい学習コーディネーター交流会議や企画委員会、ふれあい学習ネットワークを通して、市町村域を超えた広域の、市町村の、さらに身近な地域でのネットワークが創られてきた。
- ② ふれあい学習を地域で進めるための具体的なプログラムやマニュアルの作成・配付により、ふれあい学習の具体的な活動が展開されるようになってきた。
- ③ 市町村の行政職員やふれあい学習企画委員が、地域でのふれあい学習推進の中心となり、コーディネーターとしての役割を担うようになった。

<課題及び今後の方向性>

- ① 市町村での、また全小学校校区でのふれあい学習推進体制を、今後さらに充実していく必要がある。

(2) 地域の具体的な活動づくりについて

<成果>

- ① 実践により、モデル事業実施地区で住民主体の地域で子どもを育む組織ができ、具体的に地域でどのようにして組織を立ち上げ、日常的・継続的な活動を始めることができるかが明らかになった。
- ② 子どもを地域で育てる意識が高まり、地縁を越えた新たな地域コミュニティになりつつある。
- ③ 日常的・継続的な「ふれあい学習」を通して、子どもも大人も、自分の住む地域への愛着や地域文化を大切にして伝えていこうという機運が見られるようになってきた。

<課題及び今後の方向性>

- ① 県内小学校区で、地域の特性に応じた地域で子どもをはぐくむ活動づくりを進める必要がある。その際、国の「放課後子ども教室推進事業」との連携を図りながら展開することが重要である。
- ② 地域における子どもをはぐくむ仕組みづくりや活動づくりを、指導者の養成や教育事務所社会教育主事の出前による支援等をさらに継続していく必要がある。

5 おわりに

ある小学校区のふれあい学習指導者が、「初めは保護者がだまって子どもを迎えに来ていた。その内、お世話になっています、の会話が生まれ、週末の活動に家族で加わるようになった。ふれあい学習は人づくり、地域づくりだね。」という感想を述べていた。子どもを核とした地域での活動は、子どもたちの豊かな心をはぐくむのはもちろん、人と人とのネットワークを広げ、地域のネットワークを創り、ひいては地域の教育力を向上させる。ふれあい学習は、地域を、家庭を変える原動力として、今後も推進していく必要を感じている。

(注1)

平成6年度から12年度まで、学社連携・融合の調査研究及びモデル市町村事業を実施。

(注2)

<ふれあい学習推進資料>

①ふれあい学習啓発リーフレット(平成13年度)

「あなたのまちで、あなたの家庭で、あなたの学校で、ふれあい学習を進めてみませんか」

②ふれあい学習啓発パンフレット(平成13年度)

「心を育て、人を育て、地域を育てる『ふれあい学習』～あなたのまちで、あなたの家庭で、あなたの学校で、ふれあい学習を進めてみませんか～」

③ふれあい学習推進資料Ⅰ(平成13年度)

「心を育て、人を育て、地域を育てる「ふれあい学習」の推進～あなたのまちで、あなたの家庭で、あなたの学校で、「ふれあい学習」のすすめ～」

④ふれあい学習推進資料Ⅱ(平成14年度)

「家庭と地域の教育力活性化方策～豊かな心を持った子どもの育成を目指して～」

⑤ふれあい学習推進資料Ⅲ(平成15年度)

「子どもの『豊かな心』を育み、家庭・地域の教育力を活性化する『ふれあい学習』の推進～身近な地域で「ふれあい学習」を進めるために～」

⑥ふれあい学習推進資料Ⅳ(平成16年度)

「『子どもを育む地域づくりガイドブック』～地域の教育力を活性化するために～」

⑦地域で子どもをはぐくむ活動安全マニュアル(平成17年度)

⑧ふれあい学習推進資料Ⅴ(平成18年度)

「とちぎの子どもを育む地域づくり」